

第6回新市建設計画策定小委員会

議 事 録

第6回新市将来構想策定小委員会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成16年7月26日(月) 午後4時
- ・場 所 長岡市役所第3委員会室

2 会議出席委員の氏名

豊口 協	二澤 和夫	大地 正幸	今泉 實
熊倉 幸男	伊佐 文也	米持 昭次	小方 保
坂牧宇一郎	高野 徳義	五十嵐 徹	野田 幹男
鈴木 隆三	鯉江 康正	阿部 誠一	

以上 15名

(欠席委員の氏名)

佐々木保男	原田 秀樹	小疇 弘一
-------	-------	-------

以上 3名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

長岡地域合併協議会新市建設計画策定小委員会

事務局（北谷）

会の開催に先立ちまして、まずは先日のこの中越地区を襲いました大災害により甚大な被害がありました中之島町様を初め被害に遭われた地区の皆様にお見舞い申し上げます。本来でしたら小委員会の開催を延期することも考慮する状況ではございますが、中之島町様にお話をしたところ、佐々木委員は欠席ですが、小委員会の結果を報告するというので、予定どおり小委員会の開催を行うことにご理解をいただいているところでございます。

それでは、ただいまより長岡地域合併協議会第6回の新市建設計画策定小委員会を開催させていただきます。

本日は、先ほど申し上げましたが、佐々木委員、小疇委員、原田委員のご欠席となっておりますが、規程により会議が成立していることをご報告いたします。

次に、資料の確認をお願いいたします。会議次第、建設計画（案）を配付しておりますが、本日追加として資料2の財政計画についてをお手元に用意しました。資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に従いまして順次進めさせていただきます。なお、恐れ入りますが、ご発言の際はマイクを使われますようお願いいたします。

それでは、議題に進めさせていただきます。

この後の進行につきましては、豊口委員長よりお願いいたします。

委員長（豊口 協）

それでは、これから議事に入らせていただきますが、その前に今事務局の方からお話ありました中之島町の今泉委員が今日ご出席でございますけれども、一言皆さん方にごあいさつ申し上げたいと、こういうことでございます。よろしく申し上げます。

委員（今泉 實）

貴重な時間、開会前の時間でございますけれども、委員長のお許しをいただきまして、一言お礼を述べさせていただきたい、こう申し出たところ気持ちよく受け入れていただきまして、ありがとうございました。既に報道でされてご承知のように、あれから約2週間が経過しようとしておるわけでございます。7.13水害におきまして、その際におきましては今日皆さん方及びまた今日お見えでない方も含めまして、いち早くお見舞いをいただきながら励ましていただき、さらに大きなご支援をいただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げるところでございます。本来助役が来て、皆さん方にお礼を申し上げるところでありましたけれども、そうした状況で、今日からようやく庁舎に戻りまして、そこから発進をしている状況でございます。皆さん方におかれましては、本当にご心配いただきながら、どうやら現地の被災の皆さん方もようやく気持ちを取り戻して、再生活に向かって力強く動いているわ

けでございます。おかげさまで数え切れないほど皆さん方からボランティアを通じまして力強いご支援をいただきましたことに対しまして心からお礼を申し上げながら、極めて簡単でありますけれども、お礼にかえさせていただきたいと、こう思うわけでございます。

なお、心配をしております、これからの新市に向けて精力的に皆さん方の足を引っ張らないように頑張りたいという気持ちでいっぱいでございますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

大変どうもありがとうございました。委員長、ありがとうございました。

委員長（豊口 協）

どうもありがとうございました。本当に大変な水禍といいますが、災害にお遭いになりまして、私も何度か水害は目にしていたわけでありまして、水害の後始末というのは、これは大変なことございまして、特殊なおいが全体に漂いまして、においが消えるのに3カ月から半年ぐらいはかかるだろうと言われております。住民の方々のこれからのやはり病気その他もございまして、頑張りたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。今日は第9章と第10章、いよいよ最終段階に入っております。恐らくこの委員会でさまざまな意見を詳細にわたっていろいろとご意見いただくのも今日が最後になる予定でございます。そういう意味で、今日事務局から説明をもらいます第9章、10章につきましては、忌憚のないご意見をいただきながら最終段階に、まとめに入っていきたいと思っております。

それでは、最初にこの2つの章、9章、10章を分けて説明を受けたいと思っておりますが、第9章、新市建設計画書の財政計画でございます。

事務局、お願いいたします。

事務局（大滝）

事務局の大滝と申します。座って説明させていただきます。計画書の71ページをごらんください。第9章、財政計画でございます。

まず、1、基本的な考え方でございます。計画期間につきましては、計画書本編に合わせまして、平成17年から26年度までの10年間でございます。普通会計ベースでの作成でございます。推計方法につきましては、過去の実績を基本にいたしまして行財政制度や社会経済情勢を勘案し、作成をしております。また、合併によります削減効果や住民サービスの向上などを反映させております。財政計画の性格といたしましては、建設計画が事業の実施計画ではございませんので、この財政計画は毎年度の実施予算をあらわすものではなくて、新市発足後10年間のおおむねの財政規模や傾向をあらわすものというものでございます。また、建設計画に登載しております事業の実施が可能であるという財政的な裏づけをしているものでございます。

続いて、前提条件でございますが、算出方法は任意協議会のときに作成いたしました財政試算の方法を基本としておりますが、現時点で判明しております地方財政制度、三位一体の改革という内容を反映させておるものでございます。

具体的には、地方譲与税ですと、新設の所得譲与税の平成16年度交付予定額を加算するというようにしておりますし、また地方交付税につきましては平成18年度まで毎年度7%程度削減するというように推計をしております。それから、国県支出金につきましても削減をされた補助金、負担金を減額して推計をしております。このほか歳入の地方債におきましては、合併特例債を見込んで推計をしております。

それから、歳出でございますが、人件費につきましては退職者の補充の抑制、議員の減に伴う減額を見込みましたし、また物件費につきましても合併による節減効果というものを見込んでおります。扶助費におきましては、合併による制度調整に係る影響額を反映をしております。そのほか建設事業費につきましても、建設計画に基づく事業を見込んでおるといふものでございます。

それで、資料をもう一枚、資料2というものを用意しておりますので、そちらをごらんください。こちらに財政計画のポイントについて整理をしましてまとめてございます。まず、主な削減経費、先ほども申し上げましたが、人件費の削減といたしまして161億円を見込んでおるところでございます。それから、物件費につきましては、スケールメリットといたしまして32億円を見込んでおります。委託、民営化など行財政改革を推進することにより、さらに削減をするというものでございます。

それから、2番目の事務事業の調整ですが、住民サービスを向上するための経費といたしまして31億円の増額というものを見込んでおるところでございます。

それから、3番目の建設事業費です。先ほど申し上げました三位一体の改革などの影響による財源不足に対応するために下記の3点に留意し、将来の財政負担を考慮したものでございます。まず、一つ目は、普通建設事業費全体額は、財政支援による増額分を含めまして、単年度で過去3カ年の平均事業費を上回らないように見込んでおるといふものでございます。それから、二つ目は合併特例債でございますが、これは上限額の90%であります403億円を見込んでおるところでございます。それから、三つ目、合併特例債による事業は通常の建設事業に上乘せして実施するのではなく、合併特例債を通常の建設事業より有利な財源として、できる限り通常債から振りかえて活用するというように考えております。

それから、四つ目、ふるさと創生基金の造成でございます。地域振興、住民の一体感醸成のために基金を造成いたしますが、40億円、そのうち38億円は合併特例債を借り入れて造成をするということを見込んでおります。

それから、5番目、最後ですが、臨時的な財政支援額でございますが、合併後の臨時的な経費に対しまして交付税、それから国、県の補助金により81億円の財政支援を見込んでおるといふものでございます。

これらを勘案して集計いたしました見込みの結果が73ページでございますが、10年間のトータルでございますけれども、上段が歳入額、下段が歳出額、それぞれ項目ごとに記載をしております。

説明は以上でございます。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

一番気になっております財政計画に今日はポイントを当てて議論いただくわけでありますけども、今までの説明の中で何かご質問がありましたら自由にひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。どなたでも結構でございます。71ページの最初の基本的考え方というところで、10年間について普通会計ベースで長期的な財政状況を推計したものであるということが記載されています。

お願ひいたします。

委員（阿部誠一）

この財政計画なんですけども、10カ年間の総額が8,694億という数字で歳入歳出載っておるんですけども、この表を見ただけでは8,694億という数字がどういう数字かということが全くわからないんです。評価のしようがないという感じなんで、できればもう少し説明を加えた方が読む人にとってわかりやすいのかと。評価を入れた方がいいんじゃないかと。例えば平成16年度の合併する市町村、60市町村があるわけなんですけども、その当初予算の総額なんか当然わかるわけで、それと比べて増えるのか、減るのかといった程度の説明は単純にできるだろうと思ひます。例えば戦略的事業の総額なんかも参考として入れて、歳出総額のどの程度の割合を戦略的事業が占めるのかといったような説明があれば最もいいのかなとも思ひましたけども、戦略的事業も事業費の総額がわからないのもあるでしょうから、そこまではちょっと無理かなとも思ひたんですけども、少なくとも平成16年度の当初予算の規模と比べて減るのか、増えるのかといったような説明程度はどうも必要なかなという感じがしておるんですけども。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

確かにおっしゃるようによ比較するデータがないと、なかなか判断しにくいと、こういうことだと思いますが、事務局、いかがですか。

事務局（高橋）

ありがとうございました。一般の方たちも見る財政計画という考え方で作りましたので、余り細かい部分まで及びますと、逆にわかりにくい部分もあるかなという考え方で10年間のものをつくったわけですが、おっしゃるとおり例えば10年間の金額を仮に10で割りますと、1年間当たり870億弱ぐらいの予算規模になります。それが6市町村のいつ時点の当初予算と比べるのがいいのかというのは、また技術的に整理する必要があると思ひますが、説明の際にそういったことも含めてうまく説明していけるように工夫はしたいと思ひております。ただ、記載として建設計画書の中にどこまで細かく載せるかということについては今いただいたご意見も踏まえて整理いたしますが、余り詳しく載せても、逆にわかりにくくなるのではないかなという感じはしておりますので、その部分についてはご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（豊口 協）

お願ひいたします。

委員（大地正幸）

ちょっと教えていただきたいんですが、10年間というのはそれなりにわかりますが、4月1日に合併を延ばしたということで、財政的な形で言うと、合併当年度プラス10年間ということで11年間になるんじゃないのかなと。そのところが10年間という形で表記されているんですが、その辺はどういうことなんでしょうか。

委員長（豊口 協）

ちょっと正確に年間をおっしゃっていただけますか、じゃ事務局の方。

事務局（大滝）

ご説明申し上げます。

当初3月22日合併で考えておったのが4月1日になったわけなんです、財政の特例期間というのが合併年度及びそれに引き続く10年度というふうになっておまして、そういたしますと3月22日ですと、合併年度は16年度、そしてそれに引き続く10年間ですから、17年度から26年度までであったものが今度4月1日になったことによって、17年度及びそれに引き続く10年間ですから、18年度から27年度までの10年間ということで、1年間特例の期間が延びるといようなことが制度上言えるわけでございます。今回この計画につきましては合併日が年度を挟み、17年度になりましたけれども、今回この計画は17年から26年度までの10年間で特に変えておらないわけです。合併特例債につきましては、使える額というのは、今回は90%に落としていますけれども、額というものは決まっておるわけでございますので、それを1年仮に延ばしたとしても、合併の効果というものはできるだけ早目に出した方がいいというふうに思われますので、特に11年に延ばさないで、10年間の中で合併特例債を使うということを考えておる次第でございます。

委員（大地正幸）

そうしますと、資料2のナンバー5、臨時的な財政支援額の中にこの1年分というのは加算されているわけですか。約16億円の交付税がプラスになるというふうに聞いているわけですがけれども、これは結局この81億円の中に合算されているのかどうか、その辺教えていただきたいと思います。

事務局（大滝）

81億円の中には、交付税が増額になるという分は特に含まれておりません。というのは、合併して10年間、それからそれに引き続く5年間で、いわゆる合併算定替えというものの制度によりまして交付税の増額があるんですけれども、その10年間で1年延びることによって、トータル11年間で見るときに数字が16億円得するというような制度になっておまして、当初の10年間の中で数字は特に変わるということにはなっておりません、ちょっと説明不足かもしれませんが。

委員長（豊口 協）

おわかりになりましたでしょうか。

委員（大地正幸）

わかりにくいね。

委員長（豊口 協）

お願いいたします。

財政分科会（丸山）

この試算は、あくまでも10年間というふうに区切りましたけれども、交付税の財政支援は4月1日にしたことによりまして実質11年間の財政的な支援が受けられます。その後5年にわたりまして段階的に縮小してくるということで、全部で16年間の財政支援がありますが、この計画はあくまでも10年間ですので、それに区切って試算をしております。

委員長（豊口 協）

よろしいですか、ちょっとまた余計わかりにくくなってきたところもあるんですが。

委員（大地正幸）

そんなことないんですが、それトータルで10年間というのはわかるんですけども、実際には11年間にわたっているわけですから、そのように説明した方が今後の説明にも、例えばこの後のいろんな地域の説明会等もあるわけですけども、その辺について詳しくあれじゃないかなと思ったんですが。

以上です。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

お願いいたします。

事務局（高橋）

そもそも建設計画の考え方でございますけども、合併後のある程度の長期の期間にどのようなまちづくりをしていくかというのが建設計画の趣旨でございます。したがって、5年間という建設計画をつくっているところもありますし、10年間という期間の建設計画をつくっているところもございます。もちろん11年間でも構わないわけですが、財政的な支援措置と必ずしも連動して計画をつくる必要はございませんので、当協議会としましてはあくまでも10年間のスパンのまちづくりの計画をお示しするというところで進めておりますので、10年間の計画をつくっていると、こういうことでご理解をいただきたいと思っております。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

基本的な考え方は記載されていますように10年間と、これが基準の年数になっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

ほかにご覧いませんか。

お願いいたします。

委員（野田幹男）

それでは、ちょっとお聞きしますが、スパンが10年ですから、単純にそれは年度、年度によって凹凸はあろうかと思えますけれども、例えば10分の1が単年度だと、こういう読みをするわけですけれども、新市の建設計画にすれば、我々から見ると、何か殺風景のような感じなんですけれども、具体的にするのがどうかという気持ちもわからんじゃないんですけれども、例えば歳出の10番、建設事業費、これは新市の実感を持つリーディング事業をやるんだと、こういうことですから、仮にこれが1,200億であったとしても、数字であらわすのがいいのか、あるいは両3年の中でリーディング事業はパーセントとしてどのくらいをやるつもりだとか、あるいは今度は戦略的なスパンの中ではどういう財政を投入していくのかというようなものもできれば出してもらわないと、我々はこれ今度は議会の皆さんにお諮りというか、報告するわけですから、できればもう少しよく踏み込んだ説明があれば非常に我々とすれば望ましいわけですが、その辺それが一つと、それともう一点、そうするとこれは合併特例債というのは、この表からいくと、これみんな地方債の中に入っているという理解でよろしいわけですね。

それは、じゃそれでいいんですが、それとさっき大滝さんが説明の中で言われた資料、基本的な地方交付税、平成18年まで今年も含めて7%ぐらいずつ三位一体改革で実害をこうむるんだから、その実害をここに入れたと、そういう含みを持って組みましたと、こういうことですが、これはこれでわからんじゃないわけですが、かつて見附や栃尾さんが一緒に仲間へ入っていたときは、財政的に800億ぐらいの特例債を受けられるんじゃないかと、こういうことだったんですが、見附があり、あるいは栃尾が抜けて、比較的人口の多いところが抜けていったわけですから、減額になるのは無理もないわけですが、403億円ですか、90%を見込みましたと。そうすると、逆に言うなれば、100%というのは448億円ぐらいの規模になるかと思うんですが、これは確定の数字なんですか。おおむね財政当局は、このくらいは見込めるだろうという数値なんですか。その辺も含めて、ひとつ説明いただきたい。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

ご質問が3点ほど分かれておりますが、もう少し詳しく、例えば建設事業費に関してはもう少し内容わかるような表現はないだろうかというふうな最初のご質問だったと思いますが。

事務局（高橋）

財政計画上の歳出の建設事業費の内訳のお話ではないかなと思いますが、財政計画の冒頭でお話ししましたように、この財政計画といえますのは10年間の全体の財政規模であるとか、その傾向をお示しするためにつくっているものがございますので、この建設事業費をさらに細かく分類をして、財政計画としてお示しするという考え方は、事務局としてはございません。ただ、地元でご説明というようなお話もございましたけども、この建設計画書に載っている事業につきましては概算数値として我々それぞれ市町村からいただいておりますので、ここに載っているものにつきましてはきちんと財政計画の中に見てございますので、そういうご説明をぜひしていただきたいと思っております。

事務局（大滝）

それから、合併特例債がこの歳入の9番の地方債に入っているというのは、そのとおりでございます。この中で見ております。

それから、最後のご質問でございますが、403億円ですが、その根拠になりますのは国の方から示されている標準財政規模という一定の計算式がございまして、それは人口とか、合併のする市町村の数とか、そういうものを基本にして一定の式がございまして、それに基づいて計算した結果でございますので、これはこちらの方でその数字を動かしようはないのでございます。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

ほかにどうぞお願いいたします。よろしいでしょうか。

お願いいたします。

委員（伊佐文也）

済みません、越路町の伊佐といいますけれども、財政構造のことなんですけれども、これはいたし方がないということになるかと思うんですけれども、繰出金の額、それから建設事業費の額、財政構造からしますと、かなり建設事業費がいわゆる投資的経費になるかと思うんですけれども、10年計画とはいうものの8,600億のうちの1,200億ぐらいの建設事業費ですので、投資的経費が10年間非常に多額だということ、これはいろいろな6市町村の過去の実績とか、それから今後の推計をもとにしての数字だという説明になってはいますが、特に特別会計の繰出金等については、過去の伸び率等を勘案してと、こういう状況になってはいますので、何か一般会計が特別会計のために、一般会計の8,600億に対する新市建設のイメージがどうも多少ダウンしているような気もするんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

これはいかがでしょうか。

事務局（大滝）

繰出金につきましては特別会計の繰出金、おっしゃるとおりなんです、中身は国民健康保険事業特別会計、あるいは介護保険事業、それから下水道とか、老人保健会計とかあるわけです。これにつきましては、過去の傾向を例に今後の推計をしたものもございまして、下水道等につきましては建設計画に基づいて算出したというものでございます。特に例えば老人保健とか、介護保険とか、今後高齢化によって肥大する部分というものも見込んで計算しておりますので、ある程度やむを得ない部分があるのではないかなというふうに思っております。

委員長（豊口 協）

よろしいですか。

委員（伊佐文也）

はい。

委員長（豊口 協）

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにございませんか。

「なし」という声あり

委員長（豊口 協）

それでは、第9章でございますけども、最初から説明ありましたやっぱり現時点からの10年間の間ど
ういう事業、どういう予算配分でやっていくか。これから具体的ないろいろ細かい点に入っていくわけ
でございますので、全体の傾向をつかむということでご承認をいただきたいと、こう思っています。ど
うもありがとうございました。

それでは、続きまして第10章に入らせていただきます。これは、新市建設計画の推進に向けてという
内容になっております。

事務局、お願いいたします。

事務局（竹見）

事務局の竹見と申します。座って説明させていただきます。

まず、10章のご説明に入ります前に、大分建設計画の方もまとめの段階に入ってまいりましたので、
今までの委員さんのご意見や、あるいは新潟県のご担当ともいろいろ意見交換させていただいています
ので、そういったものを取り入れながら、直したところがございますので、そちらを先にご説明をいた
します。

まず、表紙の方をごらんいただきたいんですけども、そろそろ表紙のタイトルなんかもお決めいただ
きたいと思っています。今まで長岡というところを平仮名に表示してまいりましたが、今回漢字に
直して、長岡地域新市建設計画、今までは素案という形でしたけども、そろそろ案という字を入れた方
がいいんじゃないかと。新市の地域らしさ価値を高める行動計画という形であらわしております。

続きまして、第2章の方をごらんいただきたいんですけども、前回の小委員会で長岡地域という、済
みません、ページが23ページです。それで、ページなんですけども、今まで表紙から数えてページを入
れていたんですが、今回は目次の次のページ、序章の方から1ページと入れておりますので、少しペー
ジの方が若返っております。

22ページからなんですけど、長岡地域という文字と、それから長岡、そして地域の夢のところ
で長岡地
域というのがあらわれてきているので、少し紛らわしいのではないかとのご意見をいただきましたが、
将来構想のとき整理をさせていただいたものとして、第2章の長岡地域というのは合併市全体を指しま
す。

それから、長岡という文字が26ページの地域らしさ価値のところ、長岡は戦火に遭いながらもとか、

上の方にも長岡は他地域との交流と融合の歴史があるというところは現長岡市を指すという形で整理をしてきました。

それから、27ページをごらんいただきたいんですけども、こちらの地域の夢のところでは長岡地域（ここの長岡地域は、現長岡市を指します）という形でわかりやすく表示をしました。

それから、37ページをごらんください。こちらが 番の生活基盤の整備事業のところなんですが、60ページの第5章の方とも連動するんですが、ナショナルミニマムの意味が最低限というふうな形で誤解されないかということで、60ページの方の表現と合わせて、こちらの方を変えております。新市全体の安定、住民の生活に対する安心感の向上に向けた必要不可欠な生活水準を確保するための社会基盤整備事業という形で、意味は変わっていませんけども、表現を少し変えております。

それから、57ページをごらんください。こちらは新潟県のご担当の方と少しいろいろご指導いただいたところで、前シビックコアの地区整備事業というのが56ページの新市のシンボルである長岡駅周辺の中心市街地開発整備促進事業の方に入っていたんですけど、これをもう少し抜き出して、詳しく書いた方がいいんじゃないかというご指導いただきまして、57ページの方に少し詳しく載せております。それに連動いたしまして、56ページの方も少し厚生会館地区とか、そういったものも詳しく載せるようにしてまいりました。

それから、60ページをごらんください。こちらの第5章の上から4行目の後半の部分から、ここでいうナショナルミニマムとは最低限をいうものではなく、いわゆる均衡ある発展と市民の視点での必要不可欠な生活基盤のレベルを見極めて進めていくべきものとしての意味が込められていますということで、何でもかんでもするものではないということも考えながら進めていく事業であるという形で表現をつけ加えました。

それから、68ページですけども、今日少し差し替えの方をごらんになっていただきたいんですけど、ほ場整備事業をどこで行うのかということが少しわかりにくいというご意見をいただきましたので、長岡市、それから中之島町さん、そして小国町さんの方をこちらの表示に入れておきました。今後も新潟県さんの方ともいろいろご意見いただくわけなんですけど、今後よりまたわかりやすい形で整理していきたいと思っています。

それでは、74ページ、第10章のご説明に移ります。今まで小委員会の方でいろいろご検討いただいたわけなんですけど、今度建設計画を、じゃ推進に向けてどういうことを考えていったらいいかということとを第10章でまとめております。いわゆる新しい地域経営のあり方についてという形でまとめております。

まず、74ページは市民と行政の基本的なあり方として、新市将来構想のときにまとめていましたけれども、それを再掲する形で掲載しております。一つ目が市民の参画という形、それから二つ目が行政の新たな仕組みづくり、そして三つ目が市民と行政のパートナーシップということで、下の図にございますように市民と行政は揺るぎないパートナーシップと協働により地域経営に取り組みますということ

で、こちらの下の図に書いてあるとおりでございます。

そして、75ページをごらんください。将来構想では、市民と行政がパートナーシップを結んでいくと。でも、それじゃ行政としてどういうふうなことを考えているのか。いわゆる行政経営を具体的にどういうふうな建設計画の中で考えていったらいいかというものを2番のところでもとめております。74ページで示しました市民と行政の基本的なあり方を実現して、新市建設計画を推進していくために行政経営の革新がこれからは必要になってくるということでもとめています。上の方にまとめていますけども、左が将来構想のときまとめた三つの考え方です。右の方に書いてありますように、行政経営のあり方として大きく二つまとめています。一つ目が積極的な参画ができる地域社会への転換。従来型の行政を中心とした地域づくりから市民、企業などさまざまな関係者が地域の課題解決、そして地域の目指すべき姿の実現により積極的に取り組むことが可能な地域社会へ転換していきます。それから、二つ目が長岡独自のニュー・パブリック・マネジメントへの挑戦ということで、企業経営の観点を考えながら行政経営を挑戦していくということです。行政経営の活動においては独創的、かつ持続的に活躍している企業経営者の経営理念や改革手法を可能な限り活用し、PFIにより公的部門に資源投入の多様化を図るなど行政経営の効率性、生産性、有効性の向上を目指していきますと、大きく二つに考え方をまとめました。

その二つの考え方に基づきまして、基本方針を三つまとめました。まず、一つ目が75ページの真ん中ほどにございますけれども、事業推進に当たっては常に市民がオーナーという生活者の視点に立ち返り、市民の“声”や“想い”を大切にすまちづくりを目指します。取り組み姿勢として、下の四角で囲ってございます。市民参画システムの創造、あるいは支所などの地域のまちづくりの拠点にサポートシステムを整備していく。あるいは、市民マーケティングシステムやコミュニケーション実践プログラムを開発するということです。具体化の方策例としては、下の点線の四角で囲ってございます。ふるさと創生基金や地域振興事業補助金などの活用により、地域ブランド構築に向けた新たな市民参画制度の導入と、そういったものが考えられます。下の図に具体化の方策例としてまとめてあります。例えばこういった形が考えられるというものです。

それから、76ページです。上の方に基本方針の2としてまとめています。地域らしさ価値向上に向け、従来の枠組みにとらわれない環境変化に対応できる機能的な体質に変革する行政経営組織を構築しますと。取り組み姿勢としましては、いわゆる戦略的に実践できる経営プロセスを構築する。あるいは、相互に関連する事業を連携させ、地域ブランド構築に向けた活動を強化する。それから、縦割り行政を刷新し、目的先行型の組織を構築するというので、委員会の方でもご意見が出ましたけれども、その具体化の方策例としては戦略事業の推進組織をつくっていったらどうかという形でまとめています。

それから、基本方針の3です。これまでの行政手法にこだわらず、独創的な経営の視点で常に挑戦と創造を試み、事業推進の手法を革新していきますと。取り組み姿勢としましては、三つまたあります。求められるものや必要なものに迅速かつ集中的に取り組んでいく、そういった地域経営を展開すると。

それから、市民満足度向上や事業推進を図るための戦略的アウトソーシング推進、そして新しい官民協力方式、これパブリックプライベートパートナーシップといいますけども、そういったものの普及拡大など、多様な主体の参入が可能となる基盤を構築すると。それから、マーケティングを含めた事業評価システムを構築し、適切な事業展開を実現するという事です。具体化の方策例としてまとめていますけれども、例えば地域振興セクション設置による地域課題の相談窓口、支援体制の構築、それから既存の施設も含めますけども、体育館などの管理、あるいは上下水道など、そういった定型的な事務などコスト削減とサービス向上を実現するアウトソーシングの推進、あるいは競争性を高めた委託効果を最大限引き出す仕組みづくり、それから計画の促進とか、延期、中止を含む事前評価制度の導入というものが考えられます。

それから、77ページをごらんください。77ページは、今ご説明いたしました前段の市民と行政が一体となった行政経営の方針を実現するために経営の効率性、あるいは健全性、公正さをチェックする仕組みを構築していくと。いわゆるいろんな人が参画するには、どうしたらいいかというものをまとめています。三つまとめています。まず、真ん中ほどにありますけども、経営の透明性、健全性の確保というもの。地域全体が良質なまちづくりの行動を行うことができる基盤を確立します。そして、事業プロセスを明確にするなど地域の目標達成に向けた体制を確立します。それから、二つ目が持続可能な地域経営システムの確立ということで、合理的なマネジメントシステムとチェックシステムを構築していきます。市民と一体となった長岡独自の持続可能な経営システムを構築していきます。そして、三つ目です。事業推進上の説明責任と積極的な情報開示と。すべての市民への迅速かつ適切な情報開示を行います。各利害関係者への説明責任を重視、徹底しますということで、いわゆる市民及び市外部の利害関係者の方々に対しても説明責任を行っていくというもので、いわゆる民間でいうコーポレートガバナンスの要素をより徹底していくものでございます。

77ページの上の方で訂正があります。1行目なんですけど、一番右の方に「ひとつの経営体とみなし、以下の巢新」となっていますけども、これ「推進」の間違いでございまして、ご訂正をお願いいたします。

あと、77ページの一番下の方に建設計画の推進に向けたイメージ図という形でまとめてございます。

あと、78ページ以降は用語の解説になっております。

以上です。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

最終的な計画のまとめになりますけれども、第10章、特に今まで将来構想の理念として諮られてまいりました市民はオーナーであるという全く新しい視点でございまして。それから、市民が地域経営に参加をしていくということは、行政にもさまざまな形で参加をしていくということになります。かつ行政は今までの縦割り型の行政に縛られずに、長岡独自の革新的な新しい行政をこれから展開をしていくんだ

ということが実は基本的な理念になっております。今事務局から説明をずっとしてもらいましたが、第10章、最初に市民の参画、行政の新たな仕組みづくり、パートナーシップの構築、市民と行政は、揺るぎないパートナーとして協力をしていくんだということになりまして、全く本来といいますか、従来の行政と市民との関係が、その関係そのものが基本的に大きく変わるということをお願いしているわけでありまして、特に今まで言われておりました前例がないというふうなことだとか、縦割り行政で隣の階へ行って、またほかの階へ行かなくちゃいけないというふうな、そういった縦割りの対応の仕方とか、そういったものがすべて新しい市の中では消えていくということがここでうたわれているわけでありまして、特に75ページの方の行政経営ということは、これは新しい言葉でございますけれども、行政経営という視点で物事に対応していこうということになりまして、さまざまな新しい考え方、新しい言葉、そして将来への決意といいますか、そういったことがこの中にずっと記載されております。最後のまとめになりますが、ひとつ忌憚のないご意見をいただければという気がいたします。よろしくお願いいたします。

第10章の最初のところ、市民と行政の基本的なあり方というのがございますが、これは新市将来構想の理念としてここにうたわれておりますけれども、この辺は復習にもなりますが、いかがでございましょうか。市民は地域のオーナーという考え方、これをどう理解するかということは、これは市民にも課せられた課題でありますけれども、行政にとっても非常に大きな負担といいますか、勉強しなきゃいけない考え方のポイントが少し変わってくるということです。それから、行政の新たな仕組みづくり、これは行政に対して求められる本当に新しい時代の行政とは何かということをご求めているわけでありまして。それから、もう一つ、3番目のパートナーシップ、これも市民と行政とが一緒になっているんなプロジェクトを具体化し、かつ調整していくというのは、今までの市の行政のやり方では、これは不可能でございますので、それをどうするかということ、これを大きな課題としてここで投げかけているわけでございます。どうぞご意見いただければと思いますけど。

どうぞお願いいたします。

委員（野田幹男）

理念とすれば非常に崇高ですばらしいものですが、今委員長が言われるように今までにない市民の参加型と申しますか、オーナーということで参画をするんだということですが、一步踏み込んで、じゃどういう形で市民参加をするんでしょうかということになると、理念は理念として現実的に、じゃどのような形を持つのかなというのが一つまだ見えてこないんです。今度23万都市になるわけですから、今までよりさらにエリア大きくなるわけですから、議員の数は少なくなる。それぞれの旧町村単位のところは支所長権限で対応するということですから、長岡市は別としても、周辺地域はどのような形で市民オーナーが取り組みをしていくのか。あるいは、新市民の声を聞いていくとかと、この辺が一步踏み込んだ具体性が出てこない、なかなか実感として出てこないです。もし当局にそういう手法があるとすればお聞かせいただきたい。

委員長（豊口 協）

ありがとうございます。

非常にいいポイントを今ご質問していただいたと思いますけども、これは単に行政だけに課せられた課題ではなくて、行政も含めた新市民全体に対して、こういう新しい時代に対応できるようなプロジェクトの展開方法、ないしはここに行政経営という言葉ありますけれども、この行政経営を具体化していくかという大きな課題だろうと思いますけど、何か少しは、事務局、お話ございますか。

事務局（竹見）

例えば75ページをごらんいただきたいんですけども、具体化の方策例という形で、まだ方策例ですけども、ふるさと創生基金とか、そういった地域振興事業補助金、そういったものを活用して、例えば地域の方がある地域らしさ価値を高めるためにこういう事業をしたらいいんじゃないかというものがあったらそれを提案すると。提案していただいて、それを例えばそういったものを提案したものを審査したり、検討したりする組織をつくるかという形で、創生基金とか、何かこちらにある補助金とかを使っていただいて、その地域の方が事業をするとか、それから75ページの下の図にございますように行政、あるいはそういったまちづくりのサポート組織みたいなものを考えながら、そういった地域の方の提案というものを具体化していくようなサポートシステムをつくっていったらどうかというものを今回方策例としては挙げています。ただ、実際細かいところは新市になってその辺は市民の方とよく相談しながらつくっていくべきものとして、今回は基本方針と、もう一つはその取り組みの姿勢という形でまとめております。

委員長（豊口 協）

おわかりになりましたか。よろしいですか。

委員（野田幹男）

方策例、これはわかるんですが、提言もできるし、提案もできるんですが、その上には今度は財政というのが一つ大きく本当の国も含めて緊縮財政という方向ですから、ビジョンを出したり、あるいは提言をしても、それが今度は財政という一つの大きなものが横たわっておりますから、いいことはいいとわかっていても、なかなかそこへ踏み込めないんじゃないのかなという、こういう懸念材料もあるわけです、一部。だからそういう市民はオーナーという、その提言をひとつできるだけ皆さんから取り入れていただいて、そして実現の方向に持って行っていただきたい、そう思います。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

お願いいたします。

事務局（北谷）

ちょっと補足をいたしますけども、先ほど野田委員の方からも地域自治に触れた部分もありましたけど、メニューとしては、その手段としては幾つかあるわけです。地域委員会でそういう話を小国地区の

住民の方から具体的に提案を出すことも可能ですし、今うちの担当が申しあげましたまちづくりを支援するための地域振興補助金というのもありますから、それはNPOなり、町内会レベルでも、こういったレベルでもいいわけです。団体として、こういったことをやってみたいということがあります。今財政的なお話もありましたけども、それは今度もう少し大きなレベルで、例えば新市全体に広げて、やっぱり新政策としてやるべきだという判断があれば、それはトッププライオリティーに上がっていくわけですから、それは今私が申しあげているのは細かい話なんですけども、詳細は今後具体的にしていきたいと思います。今申しあげたいのは市民がオーナーということをやったり住民の方々によくご理解いただくのがまず先決だと思うんです。今までは、前の将来構想にも書きましたけども、あれもこれも何でも陳情型住民参画というのは一番初歩的な住民参画のあり方であって、今後は新長岡市になったらやっぱり市民協働型、あるいは市民主体参画型というのを目指していかなきゃいけないわけですから、我々も努力しますが、合併したから、次の日から、来年の4月1日からみんな市民がオーナーだ、我々は大丈夫だみたいな、我々が主体的にやろうというのは少し無理があるかもしれませんが、それは時間をかけながら、我々も一緒になって、一緒にまちづくりに努力、推進していこうと、そういう気持ちをもってここに書いてありますので、その辺ひとつご理解いただきたいと思います。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

ここに非常に重要なキーワードが一つ、最初の75ページの上の段の括弧の中の下段に、企業経営者の経営理念やさまざまな改革手法と、こう書いてあるんですけども、要するにこれは新しいプロジェクト、行政主導型でやってきたイベントみたいなものが今度は逆にそれが企業として法的な資格を、人格を持ちながら、実際にそれは利益を得るようなプロジェクトに変わっていくということもあり得るんだろうなと思うんです。ちょっと私具体的なことわかりませんが、例えば山古志の闘牛というのがございまして、恐らく村から幾らかの補助金が出ておやりになっているんだと思うんですけども、これが一つの株式会社、山古志闘牛というふうなのができて、市民が全部オーナーになって、それを一つの経営としてあれを運営することによって、さらに今まで以上に実は闘牛の姿が日本全国、ないしはアジア地域、ないしは海外に非常に大きく宣伝されながら人々を集めるということも生まれてくるんだろうと思います。そういうふうに従来先人たちがつくってこられた文化的な遺産をさらに視点を広げて大きなイベントとして育成していくというふうなのは、その地域の市民のやっぱり新しい責任だろうというふうな気がちょっと私はしているんですが、そうなりますと非常にやりがいがあっておもしろいし、一々行政から何か言われなくても、こういうことがいいんだということを市民が納得してやれば、責任を持ってやれば、それだけのことができていくんだろうというふうな気もちょっと個人的にはしておりますが。

お願いいたします。

委員（米持昭次）

この理想といいますか、この方針については大変結構だと思っております。いろいろとお話がある中

で、これからの行政経営のあり方ということで、市民が参加するということは、言葉では簡単ですけど、どうして振り向けるかと。いろいろお話があったんですけど、例えば三島町の場合を考えてみますと、今まで行政の言うことをやっていけばよかったという町民なんです。それを逆の発想でさせるわけですから、やはり住民の中のまず指導者を育成することが大事だと思うんです。それをやはりある程度は行政が育成までは面倒見なきゃならんということになりますと、これを転換するにはこれからのコミュニティづくり、いろいろな中では役場の組織としてそういう課といいますか、そういうセクションを強化すると。町民、市民の考え方を変えていくセクションを強化する、それが必要だと思うんです。ですから、各支所におきましてそういう方向での職員はぜひ充実してもらいたい。この場で言うべきじゃないと思いますが、ちょうどそれを私が思っているのはそういうことがちょっと頭にありますので、申し上げたんですが、よろしくをお願いします。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

お願いいたします。

委員（鯉江康正）

10章については、基本的には私は大賛成ですし、前回私が意見を言わせていただいたことも盛り込まれておりますので、非常にいいと思いますが、ちょっと気になるのは、今ほど言われたことと同じなんですけど、基本的な考え方はコンパクトにして、それでサステイナブルな地域社会をつくっていこうというのが基本にあるんだと思うんです。そういう中で地域自治をやっていくというときに一番気をつけなきゃいけないのは、地域が小さくなればなるほど一部のオピニオンリーダーが独裁的な地位になるんです。そうすると、本当に声がサイレント・マジョリティーじゃないですけど、本当に考えている人たちが余り声を出せなくて、一部のいけいけ、どんどんとか、いや、おれが変えてやるんだとか、そういう人たちだけの声が反映されてしまうと、非常にそれぞれがばらばらな方向に動いてしまうんで、その辺の仕組みをここのあれでいうところの74ページのパートナーシップ構築というところで何かうまくつくっておかないと、ばらばらになってしまうのかなと。あの地域だけが何だかしょっちゅう補助金もらってきて、いいことをやっているけど、こっちは何もやってくれないなとか、そういう話になっちゃうような気がするんです。だから、そういうところがどうも合併の後の姿として、そうならないようにしていけないといけないのかなという点が1点です。

それと、もう一つは74ページの書き方の問題ですが、（1）の市民の参画というところで、市民は地域のオーナーとしてまちづくりに参画し、成功と誇りを獲得しますと、これ行政が出すんですよね。と。いったときに、おまえたち獲得するんだよと言われても、市民はどういう印象を受けるのかなというのがちょっと何かすごく押しつけて、いや、おれそんなふう考えていないよというのが、どうもこれを読むとってしまうんじゃないかなというところがあります。

それと、全体を通して一つ言いたいことがあるんですが、それは最後に、委員長さん、まとめのときで何か意見を出せる機会ありますか。

委員長（豊口 協）

はい。

委員（鯉江康正）

じゃ、これは10章についてはそういうことで終わります。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

今新市が生まれたときの非常に難しい点をご指摘いただいたんだろうと思いますけども、私は個人的にはサイレント・マジョリティーをいかにうまく引き出すかということだと思っんです。6市町村それぞれが歴史的に文化を築いてこられまして、それぞれの地域の人の個性といいますか、考え方というのがあって、それが行政に対して市民としての環境をずっとつくってきているわけです。それが恐らく6市町村全部違うと思っんです。その違いの中にまたサイレント・マジョリティー、要するに聞こえてこない市民の声というのがたくさんあると思っんですけども、そういうものを今度新市になったときにそれを表に出してもらって、生きた声として生民生活に反映させていくということ、これができれば非常にすばらしいまちができていくわけでありまして、それをどう引き出して、それに光を当てて、そして新しい新市をつくり上げていくかと、これがこれからの大きな課題だろうと私は思っています。これは私の個人的な考え方でございますけど、どうもそこに一つかぎがあるというふうな気がいたしております。

ほかにございませんか。

「なし」という声あり

委員長（豊口 協）

もしなければ、最後に一言、何かこれだけのことはまとめに対してお話をしておきたいということがございましたらご発言いただきたいと思っんです。

はい。

委員（鯉江康正）

済みません、たびたび。10章じゃないんですが、この全体を見て1点だけ気になるところがあってしようがないんですが、27ページ以降ですが、というのはこれ第2章の中で、22から始まるわけですが、新市将来構想の概要で、新市将来像、基本方針の考え方で全体的な考え方があるって、それで23ページで新市まちづくりの基本方針はいいんですが、その後の3で地域の夢のときにこういうまとめ方されているんですが、そうするとこれ見た新しく合併される住民の方々は自分の地域のとこしか見ないんじゃないかなという危惧があるんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうかというか、項目ごとに何かまとめる方法もあったのかなという感じがしないでもないんですが、今さらこんなことをひっくり返

されても困るよというのがあるかもしれませんが、どうも何かここだけが目にとまってしまいそうな気がしてならないんですけれども、その辺は大丈夫だという判断をされているんですかね。

委員長（豊口 協）

ありがとうございました。

要するに地域でなぜ分けてあるかということですね。

じゃ、事務局、もし何かありましたら。

事務局（竹見）

第2章は、新市将来構想のところを抜粋して再掲している形になっております。それで、地域の夢のところは、構想のときにつくったものを、まず地域の方々が自分たちの地域としてどういう活動をしていったらいいかというものを考えていくべきだということで、各地域ごとにまとめているという経緯がございました。今回の事業といいますか、提案調書をつくっていただくときも、こういった地域の夢に基づいてつくっていただいている経緯もありますし、合併していきなりすぐに全部一緒になるというのもなかなか難しい部分もございましたので、まずやはり地域としてどういうふうなことを、地域のよさとか、宝とか、資源を見詰め直しながら、合併のまちづくりを進めていこうと、そういうことで地域ごとにつくっていった経過がございます。

委員（鯉江康正）

そこは何か編集し直すとかということは特に。

事務局（竹見）

今回は。

委員（鯉江康正）

確かにこれはこっちの方も要約したもんですから、こちらにはそういうふうに書かれていますし、いいんですが、まさか編集せよというようなことを私は言うつもりもありませんが、せめて例えば長岡地域及びその周辺とか、あるいは中之島地域及びその周辺とか、何かそれぐらいの配慮があってもいいかなという気がしないでもないんですが、それも嫌と言うなら別に従いますが、というか結局私が今住んでいるところも、何を言うのかというと、宮内地区でして、やっぱり合併したときのことをずっと持ち出す方がいるんです。すると、宮内はこうなるというふうに言われちゃうと、例えば中之島はこうなると言われちゃうと、中之島は完全に孤立しているわけではなくて、当然接しているわけですから、周辺と。すると、その地域だよというようなニュアンスの方が何かいいような気がするんですけれども、いかがでしょうか。特にほかの委員の方も多分ここは意見があると思うんで。

委員長（豊口 協）

新しい市が生まれるわけだから、あえて従来の地域にこだわる必要はないだろうと、もう少し余裕を持った地域文化の特性を表現する方法はないだろうか、ということだと思いますけれども、その辺ちょっと事務局でもう一度ご検討いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。どう

もありがとうございました。

ということで、第6回にわたりまして長岡地域の新市建設計画、さまざまな角度からご意見をいただきました。今日これで最終回になりますけれども、これを7月29日の協議会の席上に案として提出をいたしまして、また議論、ご意見をいただくということになるかと思えます。ようやくここまでまとまりました。この報告書を通して、自分たちの将来住んでいくまち全体のさまざまなイメージを、ひとつ夢を構築していただきたい。これから後は、それぞれの地域の人たちとの交流を通して、さらに広い地域の人々との交流が広がります。新しい時代というのは、人と人の交流が多様になればなるほど、その地域社会というのは発展をしていくわけございまして、より広範囲な人々の交流を図りながら新長岡市の将来というものを自分たちの市民、ないしは従来の町民、市民、村民の力で新市民としてまちをつくっていくという方向へ持っていければというふうに考えております。どうも大変長時間いろいろご意見ありがとうございました。この建設計画書策定はこれで終わりますけれども、29日の協議会、そしてさらには県とのさまざまな折衝が今後残されておりまして、恐らく8月の末ないしは9月の頭ごろに最終の建設計画小委員会が開かれることになるだろうと思えますが、ありがとうございました。

それじゃ、今後のスケジュール、事務局の方からお願いします。

事務局（高橋）

今ほど委員長の方からもお話がございましたが、当小委員会に県の阿部振興局長さんからも委員としてお入りいただいておりますが、今現在県と協議を進めている最中ございまして。事前協議というようなスタイルで、県と今協議を進めている最中ございまして。当然建設計画書の中には県の事業も載っておりますし、それから市町村の事業も載っておりますけれども、これから県の方で建設計画書に対してさまざまな意見をいただく予定になっております。その意見が県の方から出てまいりますのが、今の予定では8月の中旬から下旬くらいの間にご意見をいただくような予定でございまして。したがって、建設計画書に対して出されました意見について、我々の方でもう一度整理をする必要が出てまいります。整理をしたものを再度小委員会の場で皆様方の方にお諮りをして、それを協議会の本体の方にもう一度最終的に諮りをする必要が出てまいります。したがって、はっきりと何日というお話はできないのですが、おおよそ8月の下旬から、ひょっとしますと9月の中旬ぐらいまでの間に再度お集まりいただいて、最終的なまとめに入りたくて、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。期日につきましては決まり次第ご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（豊口 協）

どうもありがとうございました。

ということで、後ほど決まりましたら日程をご連絡するようにいたしたいと思います。

今日で最後でございませぬけれども、全体がまとまりましたので、ここで二澤副委員長の方からちょっと一言いただきたいと思えます。

副委員長（二澤和夫）

突然マイクをいただきまして、いささか緊張しておりますが、正直申し上げまして、各ところから事業計画を出していただき、財政計画でおさまったということは大変よかったのではないかというふうに思っております。それぞれ財政計画があって、その中で出したのではなくて、それぞれ夢を描いていただき、後づけで財政計画を練ったところ、ちゃんとおさまったということは大変すばらしかったのではないかなということでも思っております、私も事務局の動きも承知しているわけでございますけれども、ご協力をいただきましたことを大変感謝申し上げたいというふうに思っております。副委員長は何もいたしませんでしたが、感謝の気持ちでいっぱいということでご了解をいただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

委員長（豊口 協）

どうもありがとうございました。

これで今日は終わりたいと思います。ありがとうございました。

（散会 午後5時18分）